

郷土誌だより

いまむら

特集・家

No. 8

編集

今村誌編集委員会

発行

今村誌刊行会

瀬戸市平町3-142

電話 (84) 0840

コミュニティセンター内

住まいの今昔

昔の住まい、とりわけこの地方の農家はどんな家だったのか、明治七年頃の文章を資料にさぐってみよう。

①屋敷の広さ(宅地面積)は一戸当り百十一坪(三六七平方米)になる。明治十六年の愛

知県の平均が一二〇坪内外だったから農家ばかりだった今村としては広い方ではなかったようだ。

当時、今村の戸数は二二〇戸でみんな「持ち家」ではあったが、宅地だけは借地という家が三四戸(十五%)あった。

②建物は全戸が木造萱葺平家建だったが、瓦葺きの土蔵などのある家も二九戸あった。又、一戸当りの平均建坪は二二坪(七五平米)という数字が出た。

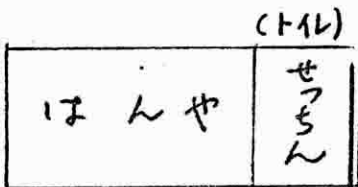
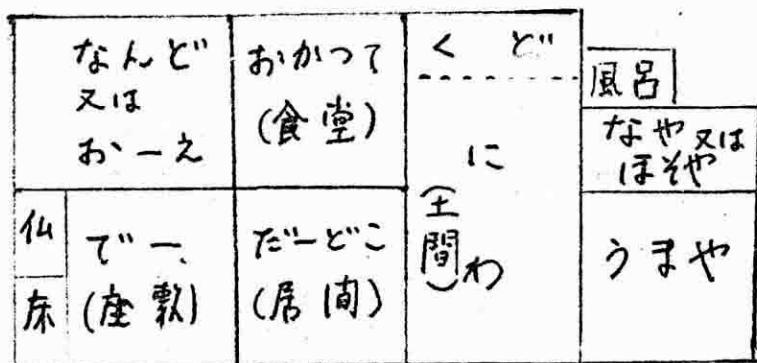
構造は南向きの四八造りで、お戸口を入ると「庭」という土間があり奥にくど(かまど)があり、中程に砦があったりする。この土間は農具置場、ワラ打ち縄ないなどの作業場、炊事場を兼ねる。

入口の左が「だあとこ」台所で居間に当る。昔、宮中では、作った料理を台盤に並べておいて順に次の食事部屋へ運んだ。この台盤

のある所が台盤所で、これを語源として生れた台所は食事を用意する部屋の意だが、当地方では食事部屋の前の部屋、という位置関係から台所の言葉が使われていた。台所の次の、食事の部屋はお勝手というが流しは戸外にあり煮焚きにはわで行うので、ここは食堂。主人の部屋、客間の意で床の間、仏間、神棚をまつる。座敷。

お勝手の左奥がなんど(納戸)とおおえともいい長持簞子などの家具什器類を入れる。お戸口の右は厩、或は居室の場合もある。なや(納屋)はほそやともいい、漬物槽、塩がめ、せいろう、お膳などを収納する物置である。一戸当り平均建坪は江戸時代にさかのぼると五十坪くらいだったようで、その時代には身分的差別があつて庶民は門、玄関、床の間などは作

四八(よほち)造りの農家の間取り例



訂正

前号一面見出しの八王寺神社は八王子の誤りです。お詫びして訂正します。

れなかったが、明治初年のおふれでこの差別は撤廃された。
③建坪に対し敷地が広いのは農作業場としての前庭、蔬菜などの屋敷畑、ヤブなどの必要があつたからで、作業場としての前庭に屋根がつけられ、コナシ部屋という仕事場や、ハンヤ(農具や穀類を入れたり、肥料用の灰が雨に当って有効成分が流失するのを防ぐために入れておく、いわば物置小舎)などもできたのであろう。
④町の人口増加に伴って個人で家を持たない人のため、町には安い家賃の長屋や、もう少し程度の高しい戸建の貸家(借家)、そして第一次世界大戦後にはいわゆる文化住宅もできはじめた。材料も杉や桧に代って米松(へいまつ)などの輸入材も使われるようになり障子に代ってガラス窓やドア、椅子にテーブルといった洋式もとり入れられてきた。
第二次大戦後は戦災焼失による住宅不足に資材不足も重なって深刻な住宅難が大きな政治課題の一つとなってきたわけである。

神棚と仏壇

家の中に神棚と仏壇を設けて、神・仏をまつることは一般の習わしになっている。おおかたの家が座敷といわれる室に、伊勢神宮、氏神から請けた「お札」を納める神棚と先祖をまつる仏壇を設けている。そうして、常に合掌礼拝して、心の平安と幸福を求める生活は、江戸時代末頃から、村では庄屋など有力な家からはじまって、一般にひろまったようである。

お正月には、お鏡餅を神仏に供える。かまど、うすや農具にも供えた。お盆には、一三日夕に、お精霊さまを迎えて、一五日までお祀りし、この間に檀那寺から棚経をうける。一五日夜に、お精霊流しをする。迎火・送火をたく習わしであった。

よそからものをいただいたり、初ものは、まっさきに仏壇にお供えする。うれしいことがあった時困った時にも神仏に奉告する。先祖とことばを交わすのである。

近頃は、住まいを構えても、神棚・仏壇を設けない場合が多いようである。親兄弟から分家して、夫婦子どもとなり、過去から切り

はなれた家をもつたために、その必要を感じないことであろう。しかし、そのような家も二〇年三〇年とたてば、やはり歴史をもつようになつて、心のよりどころとして家に神棚・仏壇をということになつていくのではなからうか。

苗字と戸籍

家の名となつている苗字(姓)を明治初年の記録で調べたら、全村二〇〇戸中「青山」が四七戸(二二%)、「横山」が四三戸(二〇%)、「伊藤」が四二戸(一九%)

「矢野」が四〇戸(一八%)、「鈴木」一九戸(九%)、「川島」一〇戸(五%)、稲垣九戸(四%)、三宅と加藤が各戸で二%づつ(%)は四捨五入)という数字が出た。

要するに当時の今村は九つの苗字の家で成り立っていたことがわかった。地域的な分布をみると、寺山嶋は青山と横山。市場嶋は伊藤、鈴木、川島、稲垣、三宅。北脇嶋は矢野と加藤。川西嶋は青山横山、伊藤、矢野、鈴木、で占められていたことがわかった。

江戸時代、武士は苗字帯刀の特権をもっていたが、庶民は苗字を名乗ることはできなかった。が、

それでも、中には苗字を有する者もいるにはいた。

明治三年(一八七〇)九月、政府は「今後は平民も苗字を許されることに相成つた」旨、布告を出した。そこで一般庶民はこの際苗字を届けるべく村の有力者に頼んだり任せたりしたが、中には苗字を名乗ることによつて租税負担が増すのではないかと勘ぐつて名乗らない者も沢山いたので、業をにやした政府は明治八年、「今後は必ず苗字をつけなければいけない苗字がわからない者は新たに「つよ」との布告を発した。

学者の調査によれば、日本の姓の数は幕末に約三万程度であったものが約三倍以上に増大したという。今までなかった新しい苗字が続々と登場したわけである。

明治新政府は全国の戸数、人口などを明確にするため明治四年戸籍法を制定し、従来の身分別調査では脱漏も出るからと屋敷番号順に調べるように戸籍区を制定(今村は第三大区の第十五小区となつた日本紙六号二頁)し、明治五年二月を期して施行、国民一人一人の姓名、住所、生年月日、生死の別、年令等の他、族称、犯罪歴までも詳記した全国的戸籍簿づくり

を行った。完了したのは明治六年であるが明治五年壬申(みずのえさる)二月現在で行つたため、これを壬申(じんしん)戸籍といひ、我が国最初の全国戸籍として知られている。これが後に租税や徴兵、学制に大きく役立った。

明治初期、町村制施行以前に、従来の庄屋、組頭等の村役人を廃し町村に戸長を置いて町村の行政事務をつかさどらせたが、この戸籍づくりはその戸長、副戸長等の史員によつて行われた。

このように戸籍が整うにしたがつて苗字は家名という程になつてきた。もともと、ここでいう家とは先祖代々伝えつがれて来た血族集団即旧民法で戸主の支配権で統率された戸主と家族の共同体である。そこで、本家と分家は苗字が同じであること、同姓同名の場合改名すること、などのきまりもできた。

明治三一年に公布された民法を明治民法(旧民法)といい、戦後新憲法下で全面改正され昭和二三

年施行された現行民法を新民法と呼んでいる。

明治民法の制定当初から保守と進歩、家族制度維持と廃止の両論の対立が続いていたので、新民法は両論の妥協として生れたといわれる。新民法では「家」の制度は廃止され家督相続ということもなくなり相続とは遺産相続だけ、となつた。これまで「家」の名であった姓は個人の名となり夫婦が同一姓を名乗る点に変らないが夫婦どちらの姓を名乗つてもよい、つまり家の継承という考え方は失なわれた。遺産も一人が相続するとはなくなり法定相続分は本年五月の再改正で配偶者が三分の一、子供は三分の二を各々が均分、ということに改められた。

しかし、その相続編の第八九七条「祭具等の承継」は、①系譜、祭具及び墳墓の所有権は、前条の規定にかかわらず慣習に従つて祖先の祭祀を主宰すべき者が承継する。(以下略)と規定されている。この一ヶ条がわが国の現状からみて妥当であるとして法文化されたものである。

この点が、最初に述べた「両論の妥協」として生まれた、といわれるゆえんである。

民法と相続

「祭具の継承」

明治三一年に公布された民法を明治民法(旧民法)といい、戦後新憲法下で全面改正され昭和二三

先人の知恵

「藪のある家」

これは別に今村に限った話ではなく、どこへ行つても見られる風景だが、農山村では屋敷の一角に竹ヤブのある所が多い。

この屋敷の竹ヤブは、大自然を相手に生きてきた先人たちの生活の知恵の象徴といつてもよい。

まず第一に、竹ヤブは地中を縦横にはびこる強靱な根のおかげで地震に滅法強い。地割れを未然に防ぎびくともしないから、よほどの大地震にも安全な避難場所になる。強烈な暴風で巨木が根こそぎ倒れることはあつても竹ヤブはのらりくらりと強風をいなして、竹が折れ倒れるということはないから屈強な防風壁にもなる。それは寒い北風を防ぎ、夏は暑い風を適当に冷し日陰を供給する天然の空調設備でもある。

そして更に、竹は古来日本人と切つても切れない重要な民具材でもあつた。竹カゴやザルの類から道具の柄、槽のタガ、更には柄杓から火吹竹に至るまで、日常生活用具の恰好の材料になる。

そればかりではない。一旦敵に襲われるとなれば、ナタでスバツと斜めに切りとり枝を払えば竹槍という立派な武器にもなるのである。こんな重宝なものを屋敷内に持たぬ手はないではないか。

しかもその上、春から初夏にかけては筍という食品を提供し、その筍の皮(つまり竹皮)は丈夫な包装材料であり、こまかく裂いてワラジなどに編みこめばその強度は倍増する。

先人たちはこのように、竹を十分に使いこなして生活に役立てていたのである。農家の屋敷内でサワサワと鳴る竹ヤブこそは、生活を豊かに守る必需品として、なくてはならぬものだったのだ。

家と核家族

法律が変わつたからといってすぐに家庭生活が変わるわけではないが世の中に及ぼす影響は見逃すことができないし、生活をとりまく社会の流れは、家庭生活にも大きな変化をもたらすことがある。

昭和三十年代の高度経済成長などはそのよき一例といふべきだろう。いわゆる「核家族」世帯は、この時期に飛躍的增加をみた。

その家の家風に順応できない嫁は置いてもらえないというようなことは今ではあまりないが、かつては、嫁は姑に気兼ねし、顔色をうかがつて生きてきたのが、今では逆に姑の方が気兼ねしている状態が多くなつた。親から子へ、子から孫へと永く受けつがれてきた「家」も、一代限り、という考え方に移行しつつあるかに見える。

子供は成長すれば独立して別居し、あとに老夫婦だけが最後の家を死守する、といった例が増加しつつあるのが現状である。

いかに高齢になつても健康でいる限り問題は少いが、一旦病魔にとりつかれてもしたら、老後について社会保障はあるとはいへ、心の保障はないのだから、温かい人間関係と思ひやりの心のふれあいだけは、失いたくない。

新民法といえども百%理想的とはいへるものではない。時代とともに、そのニーズに応じて変わっていかねければならぬだろう。

重箱長屋

ここでちょっと変わった借家ブロックをご紹介してみよう。

現在の瀬戸市陶栄町南東部に、

昔、「重箱」とよばれる一面があつた。五軒長屋が二つ、三軒長屋が二つ、お互に向かい合つて四角形をつくり、その形が重箱のように四角だといふので、この十六軒の借家で形づくられたその四角形のブロックを「重箱」とよんでいるのである。この重箱の中央に立つと十六軒のお戸口がみんな見える。その中央部分に、三、四軒づつが共同で使うような流し場がおかれ、重箱の東北角に当るところにあつて、十六軒の生活用水をまかなつていたが、車のついた井戸だといふのでクルマ井戸といわれていた。その車井戸の真向にお戸口のある(つまり西北角)家に

寺山の青山一党の娘だといふ、おしげさんという人が住んでいた。重箱はちょうど台地のの上に建つていたので、おしげさんの家はうらからみると二階のように見え、並べられていた。子供相手の小商いをしていたのである。おしげさんの家を正面から入ると、通りニワの右が「だいどこ」次が「お勝手」この二室の向うに「おおえ」と呼ぶ部屋が一つ。通りニワの突当りの戸をあけて石段を下りると

お寺の本堂はなぜ頑丈か

お寺の本堂は大体、太い材料でがっしりと造られていて、しかも広いのが普通です。これも昔の人の知恵で、大切なご本尊様に万一のことがあつては、という意味の他に、実は、台風や地震などの大きな天災があつたとき、村人たちが逃げこむ「避難所」でもあつたのです。だから大抵のお寺の本堂は大きく頑丈なのです。ちよつと昌院の縁の下をのぞいてみて下さい。ちよつとやそつとでいられるようなものではないでしょう。

〔連載〕

広長公物語 (8)

（三）男たち

亂世に生き抜く女、お鶴の方に
ついて先に述べたが、今ここに
お鶴の方を回って夫々の道を選んだ
男たちについて書くのが順のよう
である。
――その一――
本地に屋敷を構えている伊藤左
衛門丞の裏口に一人の男が姿を見
せたのは、あの日安土坂の戦があ
ったから数日後の夕暮時であった。
梅雨は田植も済んだ面に蛙を踊
らせ、恵みの雨は漸くに今村を始
め近辺の百姓衆の面に綻を見せた。
養笠に硬く身を包んだ右門が勝
手口からこっそり入って来た。こ
の家の内儀お福の驚きは二度にわ
たる。賊かと思つたがよくよく顔を
見れば血を分けた弟太郎右門では
ないか。光も滴たされていけないお
福の部屋、借りて来た猫そのもの
の様な右門の挙動も大きく響く様
に感ぜられたが幸にして、今日主
人は美濃の池に向いて留守であ
った。

太郎右門は、稻垣主膳の嫡男で
姉お福の嫁ぎ先伊藤家を訪れたの
である。横山の殿の家老は稻垣主
膳で、嫡男は仁良と名を改めて出
家の身である事は既に述べた。

今村を治める横山の殿の跡目を
継ぐ者の無い状態のもとに右門は
家老職の息、己こそ最適の候補者
であると自任していた。誰しもが
考へる常識である。処が汝自身を
計れないのが凡夫共通で、体軀は
申分の無い程の剛のものではあつ
たが思慮言動に於て軽率な点は統
治者としては適任ではない。お見
通しの横山殿のお氣に召す訳はな
い。今にもお鶴を娶つて今村の主
人になるのだとのPRも近習の笑
草の一つになつていた。そこへ出
現したのが松原吉之丞の嫡子広長
公、横山公も吉之丞の嫡子広長
公、横山公も吉之丞の嫡子広長
公、横山公も吉之丞の嫡子広長

承知している。父の意を請け、此
の亂世に在つて困苦にもめげず、
正しいと思ふ事は邁進して止まな
い。言葉は少いが熱慮断行型の人
間広長、広長こそ今村を任すに足
る第一人者と見た横山公は、膝を
打つて「よし」とお鶴を娶とら
せたのであつた。
それから一年程して、横山公は
今村の総てを広長公に託して此の
世を去つた。主膳も引続き広長公

をバックアップして家老職に就く
ものの右門の親として心中の蟻り
は否めぬ。右門として此の成行は
当然面白くない。右門は広長公の
やり口を誹謗して自分の味方を誘
うが彼の人柄を知つて居る限り唯
一人として同調する者はいない。
当然、其後の右門は酒と女に蚤
行の伴う日夜が続いて、憂悶は自
らを忘却し、挑発に乗る門は大き
く開かれる。

前回到触れた応仁二年、美濃今
須を離散して尾東の地田野に潜入
した長江一族の殘党も十年程の歳
月を経て桑下城を中心に科野（品
野）、奏川（半田川）、白石、片
草を手中に治めて根を伸ばし、長
江利景、自ら名を改変して永井民
部少輔と名乗つていた。命を懸け
ての今須脱出は伊吹の山嵐が松に
響く風の音が、今も耳底に残つて

望郷の心は、己の血を騒がす。四
匪の状勢を絶えずレーダーにキャ
ッチさせて時の動きを見詰めてい
る。近くは今村の内訌も鮮明に映
し出されている。今バラボラアン
テナを延ばして天下の有様を眺め
て見るに……。
文明五年（一四七三）三月十八
日西陣の総帥山名宗全は七十才に
して陣中で病没した。そして二ケ

月後五月十一日管領職にあつた、
東軍の大將細川勝元も四十四才を
以つて病没した。東西の両キャプ
テンの死は象愚の反応に迄は及ば
ない。戦の為に夫々の領国から都
に送り込まれて居る糧秣、物資も
まだ残り少くない。戦乱に明暮れ
の野営生活も情性で動く、令も捷
も兼くえ、経年の文物も一片の
芥、拔身を振り回しての狼籍、糞
尿も所を弁える事なく、意に反す
る時は火を懸ける事が常套手段。
軍団も今や野盜、群盜と化した地
獄の巷に垂れ下る一筋の糸もなか
つた。

「歴覽の所々、荒唐過去の趣：
……むなく吟心を傷めしものな
り」と「実隆公記」の日記は述べ
ている。

驥て文明九年（一四七七）十一
月西軍は兵を引いた。続いて東西
の大名小名も夫々、今は己の地盤
固めに、領国に引上げた。諸書は
「言語道断の次第」とか「口惜し
き次第」、「一向（ただただ）乞
食の如く」等と眉を顰めて結んで
いる。公方様一人に亂世の責を負
はせるのは酷に過ぎるが、万民を
塗炭の苦しみに置いて、失政
を転嫁した事は笑止の極である。
「応仁記」は「……然レドモ只天

下ハ破レバ破レヨ、世間ハ滅バ滅
ヨ。人ハトモアレ我身サへ富貴ナ
ラバ他ヨリ一段榮榮様ニ振舞ント
成行ケリ。……諸國ノ士民ニ課
役ヲカケ段錢棟別ヲ譴責スレバ國
々名主百姓ハ耕作ヲシエズ田畠ヲ
捨テテ乞食シ足手ニ任セテ閑行。
万邦ノ郷里、村県ハ大半ハ郊原ト
成ニケリ」と綴つて居る。

挙げて戰場となつた都のみに限
らず五畿七道に亘り政治經濟民政
は殺戮と破壊により人心は大きく
凋落した。此の十一年に及んだ内
乱を後世「応仁文明の乱」として
汚点を残す以外何もなかつた。
（つづく）
（白水郎）

後記

○今村誌編纂の中間レポー
トを中心に発行して居るこ
の郷土誌だより、ピッチを
あげて毎月発行にふみ切り
ました。内容についてのご
指摘やご叱正をお待ちしていま
す。○今号も次の皆様から資料のご提
供やご助言を仰ぎました。ここに
記して感謝の意を表します。

瀬戸市役所 市 民 課
 感 應 寺 梶田義賢様
 神川町 伊藤武夫様